



第1版(2024年11月)

建築物省エネ法に基づく
省エネ性能表示制度
事業者向け概要資料

省エネ部位ラベル解説版

本資料について

本資料は、国土交通省の告示・ガイドラインの内容に基づき、既存住宅を対象とした「省エネ部位ラベル」について、発行手順や部位に当たる各建材・設備の確認方法などを解説したものです。

(告示・ガイドライン本文は、国土交通省 HP に掲載されていますので、あわせてご確認ください)。

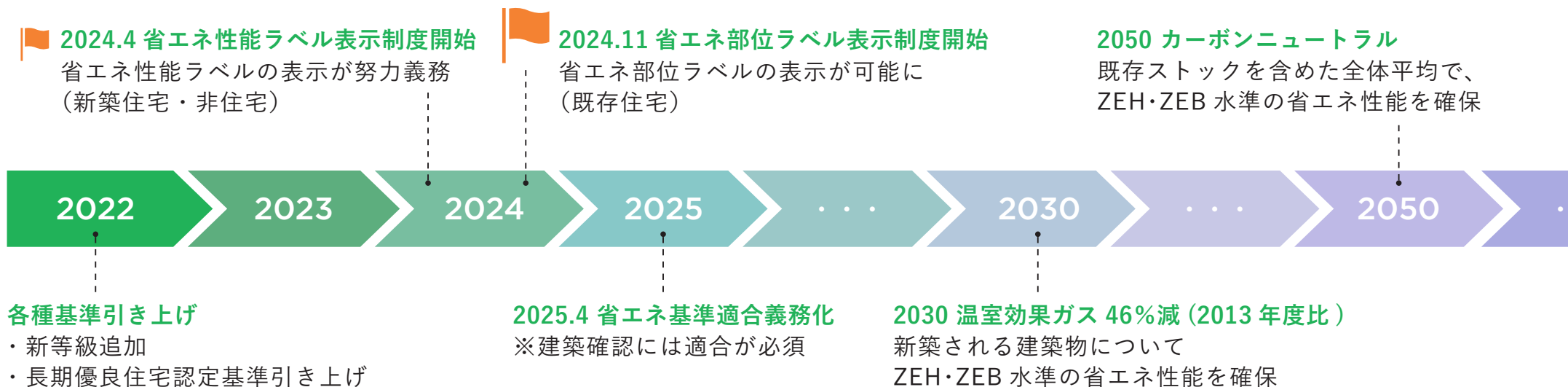
※本資料では、2024年3月以前に建築確認申請を行った住宅を「既存住宅」と表現しています。

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて

CO₂ 排出量全体の約 3 分の 1 を占める住宅・建築物について、エネルギー消費・CO₂ 排出のさらなる削減が求められています。

そのための重要な一歩として、2024年4月に新築を対象とした省エネ性能ラベルの表示がスタート。

そして、既存住宅の省エネ化も促進するため、2024年11月から省エネ部位ラベルの表示が始まります。



既存住宅の省エネ性能表示について

既存住宅においても「省エネ性能で建物を選べる」ようにすることが必要です。

省エネ性能を建築時に評価している場合や、既存の設計図面などから比較的容易に把握することが可能な場合は、省エネ性能ラベルを表示しましょう。

省エネ性能を把握していない場合は、省エネ部位ラベルの表示を検討しましょう。

省エネ性能の把握または推定が…

可能

設計書等

- ・評価に活用できる設計図面や情報がある
- ・設計仕様が図面や書類から把握できる

省エネ性能ラベル
設計上の省エネ性能の表示

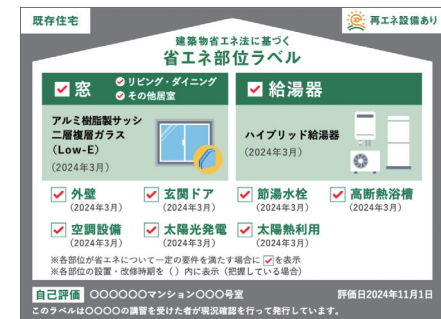


困難

設計書等

- ・評価に活用できる設計図面や情報がない
- ・設計仕様が図面や書類から把握できない

省エネ部位ラベル
現況に基づく表示

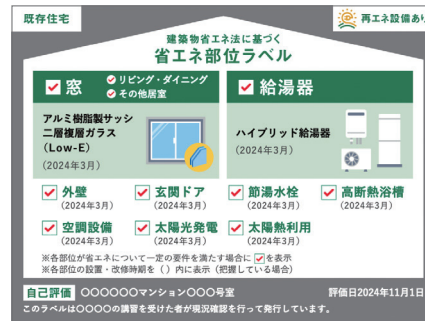


INTRODUCTION

INFORMATION

本資料は、省エネ部位ラベルの表示に関わる方向けの資料となります。

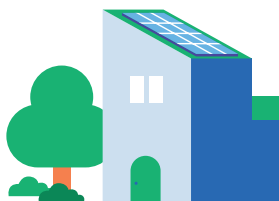
省エネ
部位ラベル



省エネ性能ラベルについては、国土交通省 HP に掲載している概要資料をご確認ください。

省エネ
性能ラベル





1

P06 制度の対象と
省エネ性能の伝達イメージ

- P07 1-1 本制度に関わる方々
- P08 1-2 対象となる住宅
- P10 1-3 省エネ性能情報の伝達イメージ
- P12 1-4 省エネ性能情報の伝達フローのOK・NG例

2

P13 省エネ性能表示の流れ

- P14 2-1 全体の流れ
- P15 2-2 設備の有無・改修部位の把握
- P16 2-3 省エネ部位ラベルの発行
- P17 2-4 仲介事業者等へ伝達
- P18 2-5 ラベルの広告掲載
- P19 2-6 ラベルを用いた説明

3

P20 省エネ部位ラベルの解説

- P21 3-1 省エネ部位ラベル要素概要
- P23 3-2 外皮性能に関わる部位
- P24 3-3 一次エネルギー消費性能に関わる部位
- P25 3-4 窓の種類について
- P26 3-5 給湯器の種類について

4

P28 省エネ部位ラベルの使用

- P29 4-1 優良誤認や消費者の混乱の防止
- P30 4-2 再販売時・再賃貸時の留意点

5

P32 各部位の確認方法

- P33 5-1 はじめに
- P36 5-2 窓の確認方法
- P39 5-3 給湯器の確認方法
- P41 5-4 外壁の確認方法
- P42 5-5 玄関ドアの確認方法
- P43 5-6 節湯水栓・高断熱浴槽の確認方法
- P45 5-7 空調設備の確認方法
- P46 5-8 再エネ設備の確認方法

6

P47 Q&A

- P48 6-1 Q & A



制度の対象と省エネ性能の伝達イメージ

本制度に関わる方々

建築・不動産

- ★ **販売・賃貸事業者**[※]（売主、貸主、サブリース事業者含む）
 - ・ 仲介事業者（不動産広告の広告主）
 - ・ 賃貸管理事業者（入居者募集広告の委託先）
 - ・ 現況確認者（販売・賃貸事業者から委託を受けて現況を確認しラベルを発行する者）

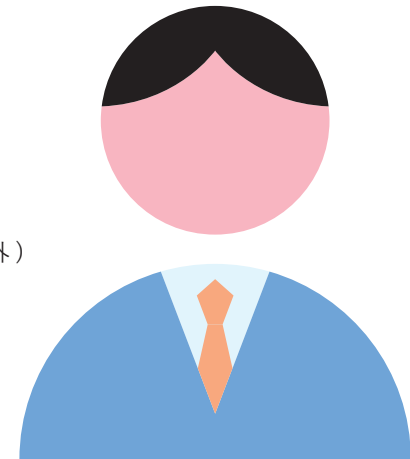
※事業として行っているか否かは、反復継続的に建築物の販売を行っているか等を踏まえて判断されます。（住宅の所有者が、一度限り持ち家を売却する場合は努力義務の対象外）

情報伝達 広告

- ・ ポータルサイト事業者
- ・ コンバーター事業者

★の事業者には、販売・賃貸する建築物の省エネ性能表示の**努力義務**が課せられています。

★以外の事業者については努力義務対象者ではありませんが、本制度の実現に向けて重要な関係者になります。



省エネ部位ラベルの対象

以下の2点を満たす**住宅が販売・賃貸される場合**

- 2024年3月31日以前に建築確認申請を行った
- 省エネ性能の向上に関わる部位があるが、住宅全体の省エネ性能の把握が困難



住宅

- 一戸建て
- マンション
- 賃貸住宅
- 買取再販住宅 等

例外の建築物

販売または賃貸する用途でない住宅
(例：ウィークリーマンション)

推奨

既存住宅でも省エネ性能を把握できる場合は、省エネ性能ラベルの表示をお願いします。

2024年4月

部位ラベルの対象

または

性能ラベルの対象

2024年3月以前に
建築確認申請を
行った住宅

建築確認 (→ 竣工)



(小規模な省エネ改修)



省エネ性能の向上に関わる
設備・建材がある場合

販売 (買取再販を含む)・賃貸



省エネ部位ラベルを表示

(大規模な省エネ改修)



住宅全体の省エネ性能を
把握している場合

販売 (買取再販を含む)・賃貸



省エネ性能ラベルを表示

性能ラベルの対象

2024年4月以降に
建築確認申請を
行った住宅

建築確認 (→ 竣工)



省エネ性能ラベルを表示

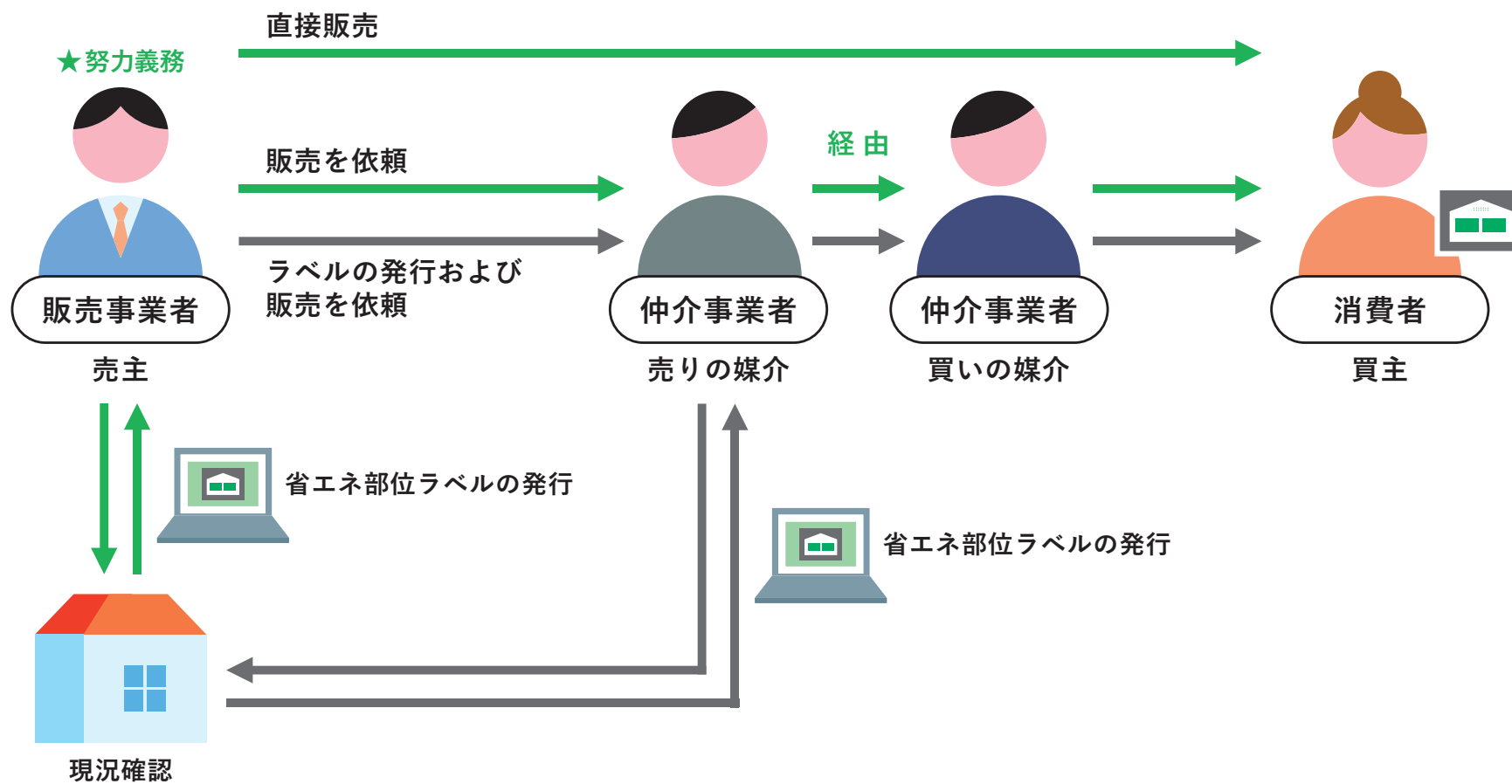
再販売 (買取再販を含む)・再賃貸



省エネ性能ラベルを表示

販売する場合

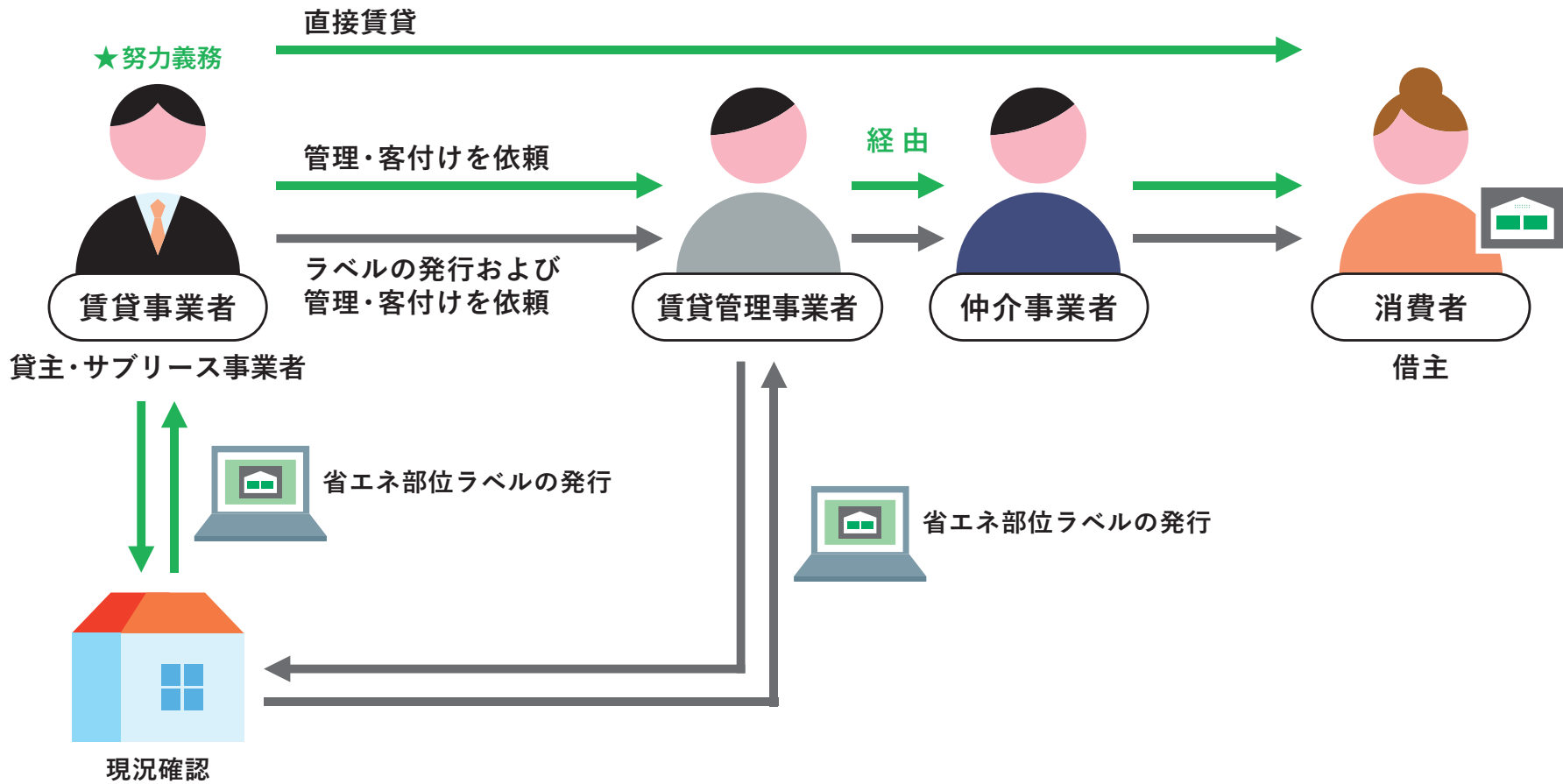
→ 事業者が自らラベルを発行
 → 事業者がラベル発行を依頼



※現況確認およびラベルの発行は、販売事業者や仲介事業者から依頼された関係団体による講習等を受けた者が行う場合もあります。

賃貸する場合

→ 事業者が自らラベルを発行
 → 事業者がラベル発行を依頼



※現況確認およびラベルの発行は、賃貸事業者や賃貸管理事業者から依頼された関係団体による講習等を受けた者が行う場合があります。

販売・賃貸事業者



OK

- 省エネ性能の向上に関わる部位を把握して、ラベルを発行する
- 仲介事業者へ情報を伝達する

NG

- ラベルを発行しない
- 仲介事業者へ情報を伝えない

仲介事業者



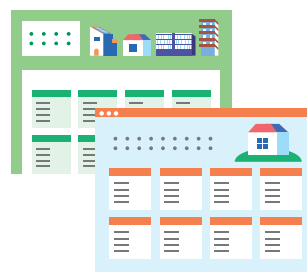
OK

- 得た情報を広告媒体にすべて入稿する
- 販売・賃貸事業者から情報を取得し、広告掲載する
- 情報が来ない場合は、販売・賃貸事業者に連絡する

NG

- 情報が来ないので広告掲載しない
- 表示項目が少ないので広告掲載しない

広告媒体事業者



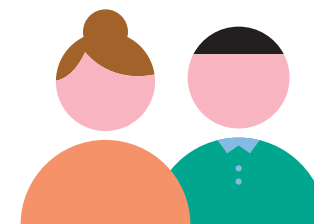
OK

- 省エネ性能情報の掲載ルールを定め、分かりやすく表示する

NG

- 省エネ性能の表示率が低く消費者が気づかない
- 省エネ性能情報の表示ができない

消費者



OKの流れで進むと

- 省エネ視点で比較検討ができる
- 省エネへの興味関心が高まる

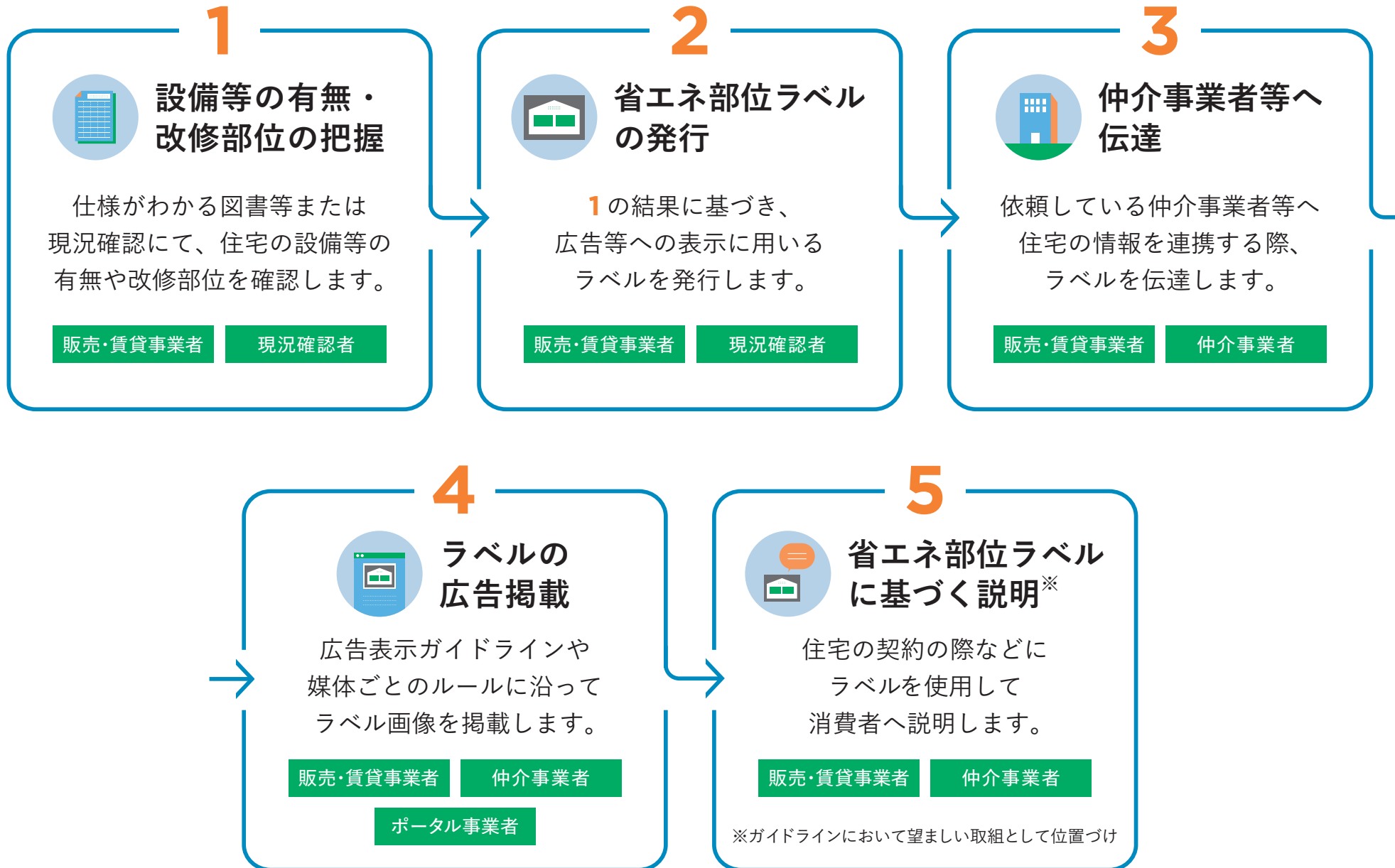
NGの流れで進むと

- 省エネ視点で比較検討ができない
- 省エネへの興味関心が持てない

※国が告示で定めるルールに従って表示していない場合、国土交通大臣の勧告等の措置の対象となることがあります。



省エネ性能表示の流れ





以下のいずれかの方法で、省エネ性能の向上に関わる設備・建材を確認します
 詳細は ▶▶▶ 5章へ

仕様がわかる図書等で確認



設計図面や設備の取扱説明書のほか
 設備や建材の仕様が把握できる図書等で確認を行う。

現況を確認



実際に住宅に赴き、
 該当設備・建材について現況確認を行う。



把握した内容を基に、省エネ部位ラベルを発行します

住宅性能評価・表示協会のHPにアクセス



HPにアクセスし、部位ラベルを作成するボタンを選択します。
<https://www.hyoukakyoukai.or.jp/>



現況確認した結果を入力



確認した各部位の仕様を入力します
 (窓もしくは給湯器は必須項目)。

ラベルの発行・保存

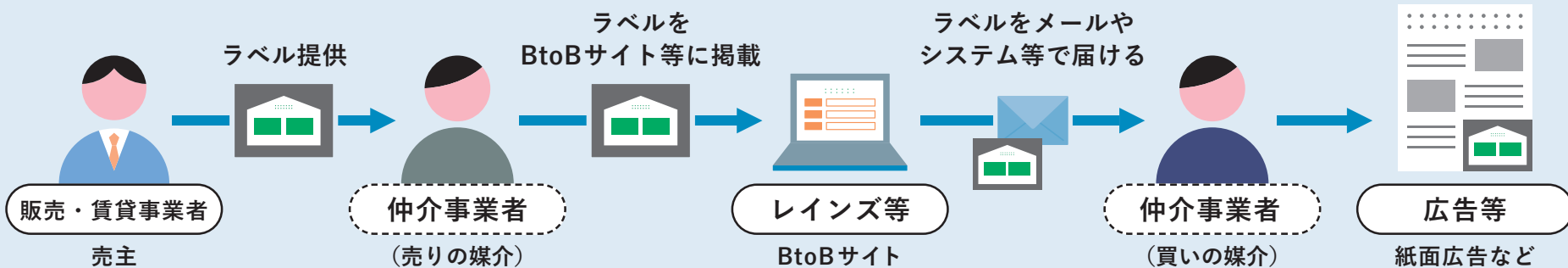


発行されたラベルを保存します。

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6



売買する場合のラベルの伝達例



※仲介事業者を経由せず、販売・賃貸事業者が自ら BtoB サイト等への掲載や広告等を行う場合もあります。



1 掲載媒体

- ・インターネット広告
- ・新聞／雑誌広告
- ・新聞折り込みチラシ
- ・パンフレット

紙面広告については、ラベルを掲載するスペースの制約がある場合(目安:A4サイズ相当以下)は、必ずしもラベルを掲載する必要はありません。

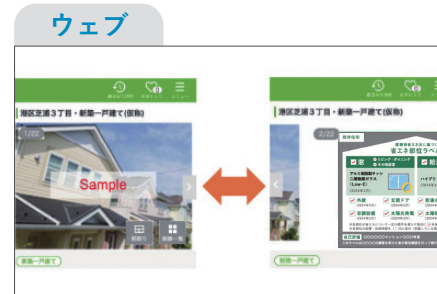
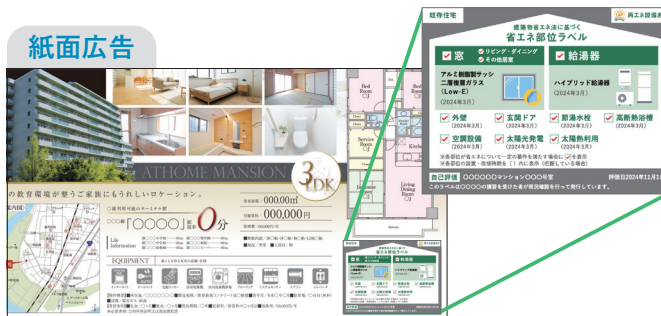
2 掲載サイズ

紙面広告

横幅60mm程度を目安とする

ラベルは、視認性に配慮し、一定のサイズを下回らないように掲載します。

3 掲載イメージ



※販売・賃貸する際に広告を行わない場合は、購入・賃借しようとする者への情報提供用の資料(営業活動で使用される建築物の概要資料等)に表示することとされています。



接客時・契約時の説明

顧客との商談・契約・引き渡しの際に、省エネ部位ラベルを使用して、省エネ性能を説明することが望ましいとされています。

既存住宅		建築物省エネ法に基づく 省エネ部位ラベル		再エネ設備あり
<input checked="" type="checkbox"/> 窓	<input checked="" type="checkbox"/> リビング・ダイニング <input checked="" type="checkbox"/> その他居室	<input checked="" type="checkbox"/> 給湯器		
アルミ樹脂製サッシ 二層複層ガラス (Low-E) (2024年3月)		ハイブリッド給湯器 (2024年3月)		
<input checked="" type="checkbox"/> 外壁 (2024年3月)	<input checked="" type="checkbox"/> 玄関ドア (2024年3月)	<input checked="" type="checkbox"/> 節湯水栓 (2024年3月)	<input checked="" type="checkbox"/> 高断熱浴槽 (2024年3月)	
<input checked="" type="checkbox"/> 空調設備 (2024年3月)	<input checked="" type="checkbox"/> 太陽光発電 (2024年3月)	<input checked="" type="checkbox"/> 太陽熱利用 (2024年3月)		
※各部位が省エネについて一定の要件を満たす場合に <input checked="" type="checkbox"/> を表示 ※各部位の設置・改修時期を () 内に表示 (把握している場合)				
自己評価		〇〇〇〇マンション〇〇〇号室		評価日2024年11月1日
このラベルは〇〇〇〇の講習を受けた者が現況確認を行って発行しています。				

- ・省エネ部位ラベルは、所有者もしくは販売・賃貸事業者等が自らの責任で作成します。
- ・省エネ部位ラベルの詳細は、3章 (P20) を参照してください。





省エネ部位ラベルの解説

3-1 省エネ部位ラベル要素概要①

A 必須項目

窓と給湯器のいずれか一つ以上が、表示の要件を満たしている場合に省エネ部位ラベルを発行することができます。

窓

●リビング・ダイニング

全ての窓のサッシとガラスの仕様が下記のいずれかに該当する場合に表示することができます。

●その他居室

リビングおよびダイニングに当たる部屋と同じ仕様の場合に表示することができます。

サッシの仕様

- ・アルミ製サッシ
- ・アルミ樹脂製サッシ
- ・樹脂製サッシ
- ・木製サッシ

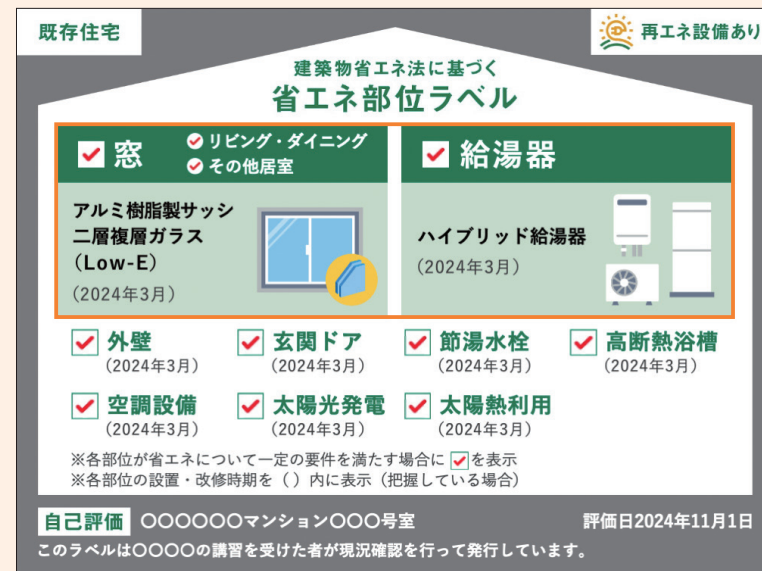
ガラスの仕様※

- ・二層複層ガラス
- ・三層複層ガラス
- ・真空ガラス

※ Low-Eガラスを設置している場合はその旨を併記します。

※内窓がある場合は、その旨が併記されます。

※窓が単板ガラスで内窓がある場合、サッシの仕様のみ表示されます。



A

給湯器

下記の給湯器に該当する場合に表示することができます。
なお、複数給湯器がある場合はいずれか一つを表示します。

- ・エコジョーズ
- ・エコフィール
- ・エネファーム
- ・電気ヒートポンプ給湯器
- ・ハイブリッド給湯器

1

2

3

4

5

6

3

省エネ部位ラベルの解説

3-1 省エネ部位ラベル要素概要②

B 任意項目

各部位が一定の要件を満たす場合に表示することができます。

C 建物名称

評価対象がわかるように物件名を設定します。必要に応じて棟名や部屋番号も掲載します。

D 現況確認者

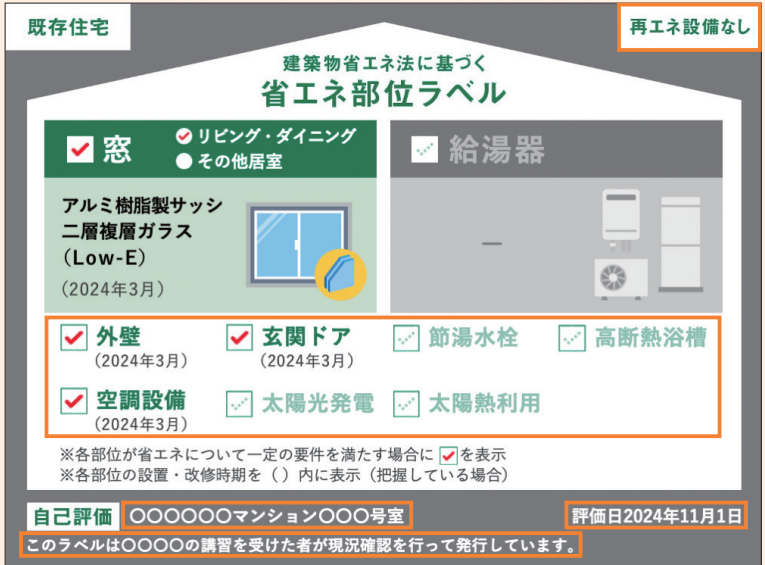
関係団体による講習等を受けた者が現況確認を行った場合に表示することができます。

E 再エネ設備あり / なし

再エネ設備（太陽光発電・太陽熱利用等）が設置されている場合に「再エネ設備あり」と表示されます。

F 評価日

評価された省エネ性能がいつ時点のものを示します。



既存住宅

再エネ設備なし

建築物省エネ法に基づく
省エネ部位ラベル

窓 リビング・ダイニング
 その他居室

給湯器

アルミ樹脂製サッシ
二層複層ガラス
(Low-E)
(2024年3月)

外壁 (2024年3月) 玄関ドア (2024年3月) 節湯水栓 高断熱浴槽

空調設備 (2024年3月) 太陽光発電 太陽熱利用

※各部位が省エネについて一定の要件を満たす場合に を表示
※各部位の設置・改修時期を () 内に表示 (把握している場合)

自己評価 〇〇〇〇〇マンション〇〇〇号室 評価日2024年11月1日

このラベルは〇〇〇〇の講習を受けた者が現況確認を行って発行しています。

※このラベルは、リビング・ダイニングの窓、外壁、玄関ドア、空調設備が要件を満たしているケースのサンプルです。

1

2

3

4

5

6

3

省エネ部位ラベルの解説

3-2 外皮性能に関わる部位

■ 窓

• 断熱

窓の断熱性能はガラスとサッシで決まります。一般的にはガラスは単板よりも複層のほうが、サッシは金属製よりも樹脂製や木製のほうが、性能は高くなります。

• 日射

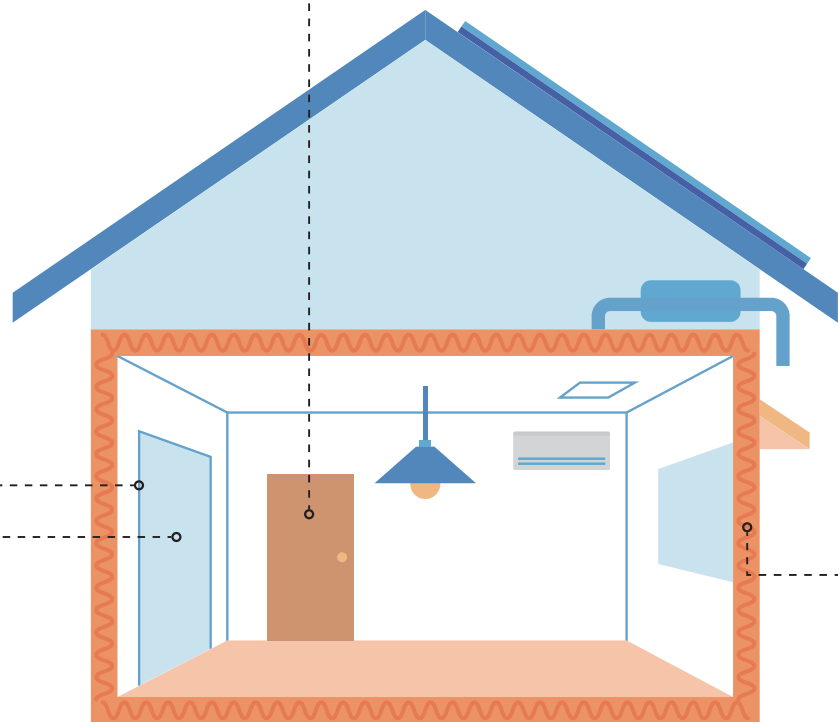
室内に入ってくる熱を減らすには、窓ガラスに日射熱を通しにくい Low-E ガラスなどを使用することも効果的です。

■ 玄関ドア

玄関ドアは高断熱タイプのドアを使用することで、居住空間からの熱の出入りを抑制できます。

■ 外壁

外壁などの断熱性能は断熱材の種類や厚みによって左右され、同じ種類であれば性能は厚みに比例します。



1

2

3

4

5

6

3 省エネ部位レベルの解説

■ 節湯水栓

台所・洗面・浴室シャワーを節湯水栓にすることで、無駄なお湯の使用を防ぎ、給湯のエネルギー削減につながります。

■ 高断熱浴槽

高断熱の浴槽にすることでお湯が冷めにくくなり、給湯のエネルギー削減につながります。

■ 給湯器

エコキュートなどの電気ヒートポンプ給湯器や、エコジョーズのような潜熱回収ガス給湯器などが、高効率な機器の代表です。

■ 太陽熱利用

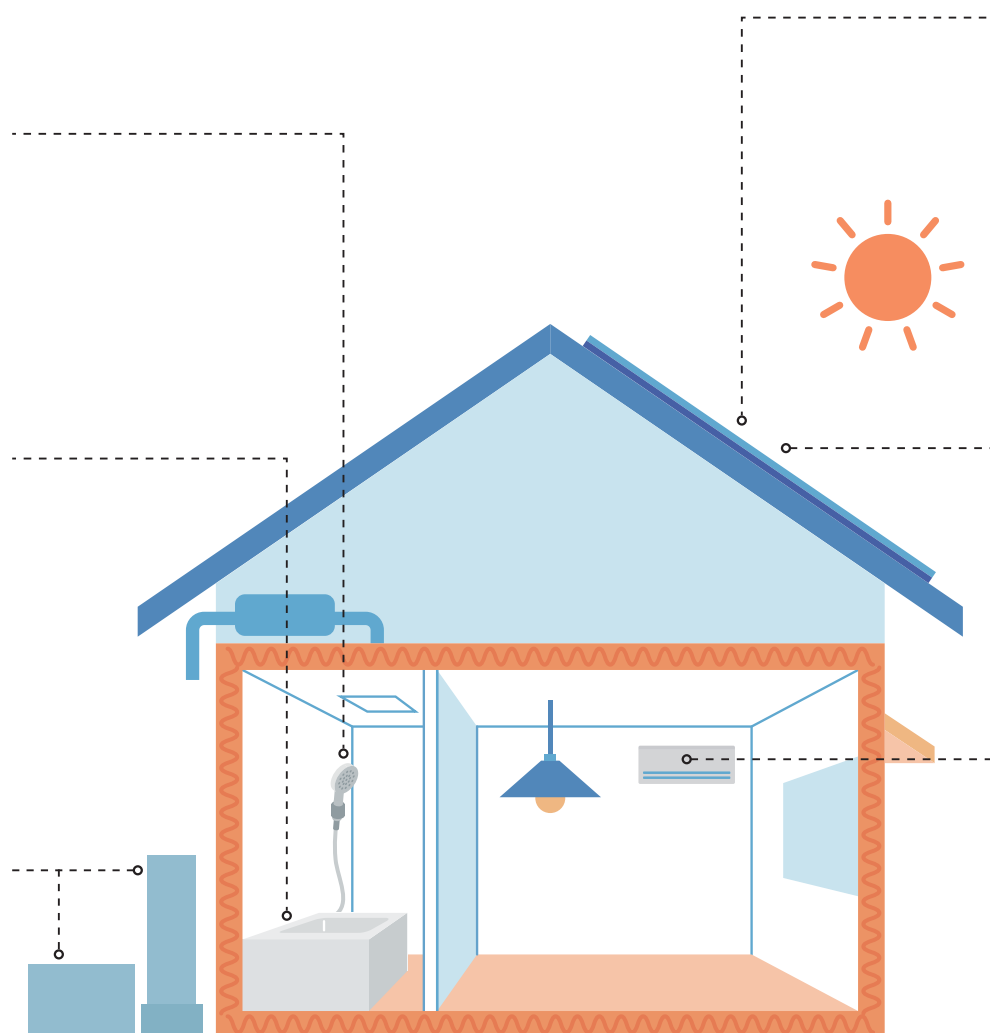
集熱器によって集めた太陽熱を給湯に利用することで、エネルギーの削減が可能です。

■ 太陽光発電

太陽光発電で創り出した電気をすぐ使う、あるいは貯めて使うことで、エネルギー削減につながります。

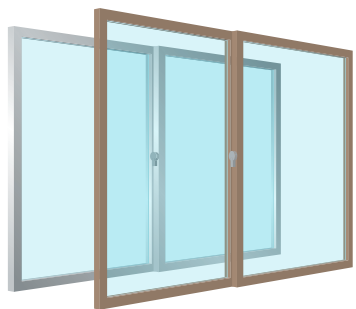
■ 空調設備

エネルギー効率の良いエアコンなどの冷暖房設備を設置することでエネルギーの削減が可能です。



POINT 窓の断熱性能は、サッシとガラスの組み合わせによって異なります

内窓

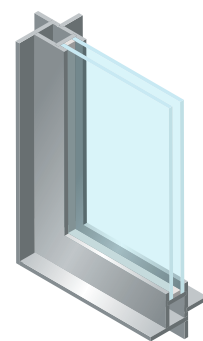


既存の窓の内側に、新たに内窓を新設すると断熱性能が高まります。

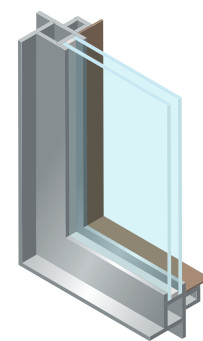
サッシ

サッシの断熱性能は、

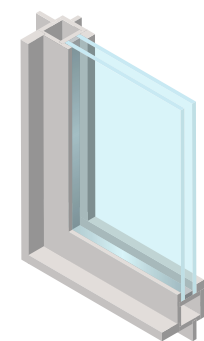
- アルミサッシ
 - アルミ樹脂製サッシ
 - 樹脂製および木製サッシ
- の順に高くなります。



アルミサッシ



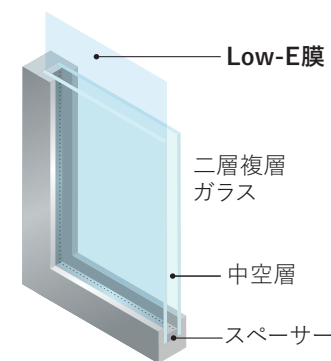
アルミ樹脂製サッシ



樹脂製サッシ

ガラス

- 枚数：多いほど高性能
- 種類：Low-E膜があるとより高性能
真空ガラスであるとより高性能
- 中空層：ガスが封入されているとより高性能
- スペース：樹脂製であればより高性能

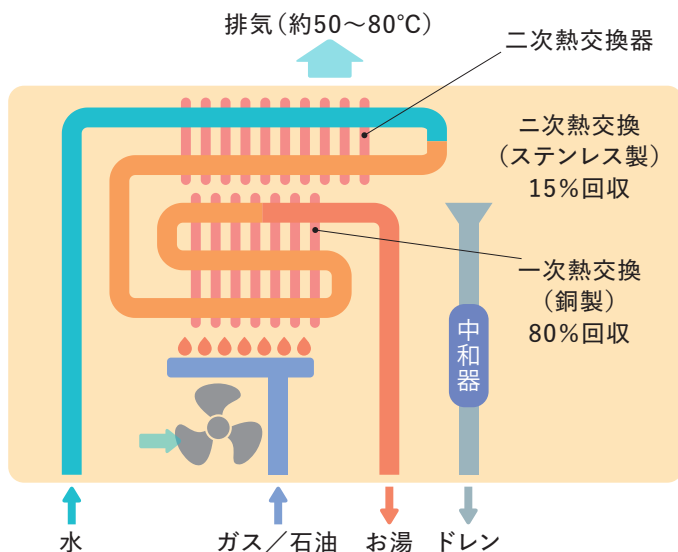


二層複層ガラス(Low-E)

POINT 部位ラベルに表示できる給湯器は以下の5つです

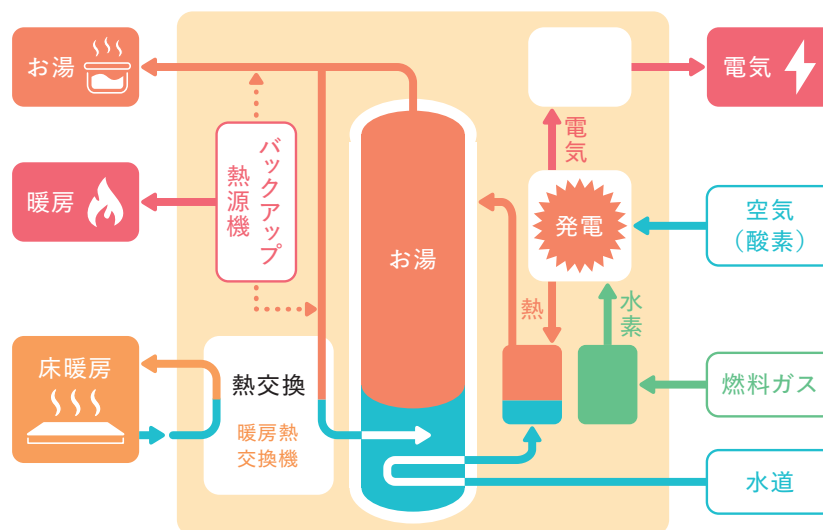
エコジョーズ エコフィール

エコジョーズはガス、エコフィールは石油を燃焼させて、ともに発生する排気の熱を利用して効率的にお湯を作ります。



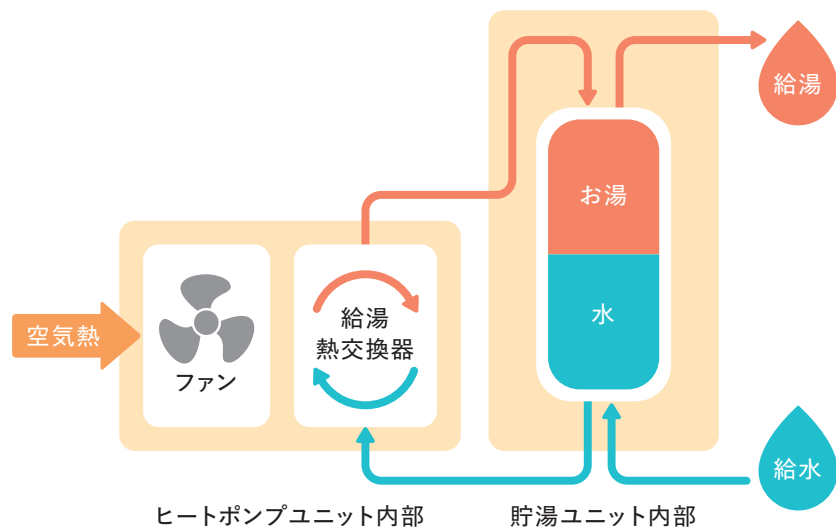
エネファーム

ガスから作られた水素と空気中の酸素を化学反応させて発電。エネルギーを燃やさずに直接利用するので発電効率が高く、また、発電時に発生する排熱を利用し給湯器としての役割も果たします。



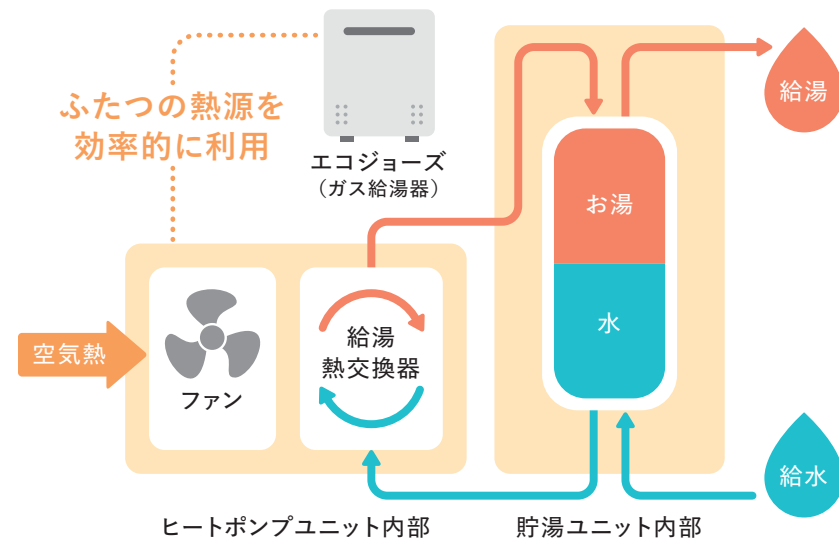
電気ヒートポンプ給湯器

夜間電力や太陽光で発電した電力を有効に利用して、ヒートポンプの原理を用いた冷媒の圧縮・膨張サイクルによってお湯を作り、貯湯タンクに蓄えておくため必要な時にお湯が使えます。



ハイブリッド給湯器

電気ヒートポンプ給湯器とガス給湯器を組み合わせたもの。ふたつの熱源を用途に合わせて使い分けることで、高効率な給湯が可能です。

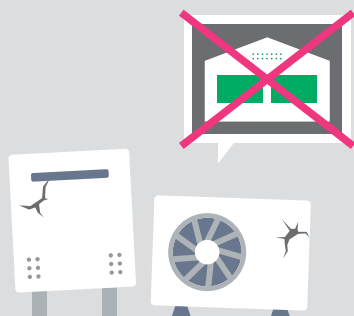




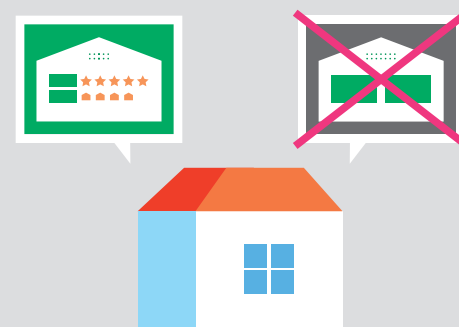
省エネ部位ラベルの使用

優良誤認等の不当表示や消費者の混乱を防止するため、以下の使用例は避けてください。

NGな
使用例



例1 故障して動かない設備の表示

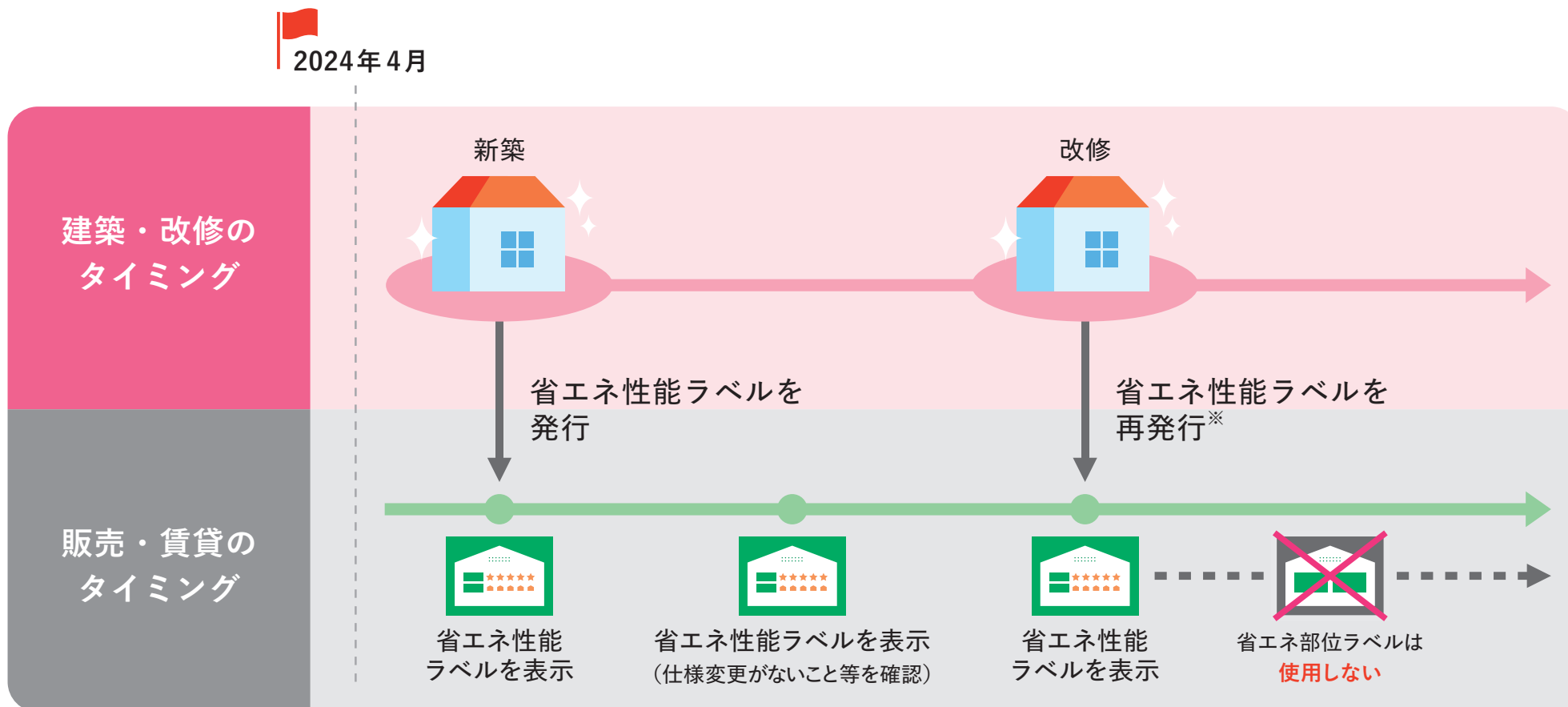


例2 省エネ性能ラベルと
省エネ部位ラベルの両方を表示

CASE 1

新築時に省エネ性能ラベルを取得した住宅を改修し、再販売・再賃貸するケース

- 2024年4月1日以降に新築された住宅は、省エネ部位ラベルは使用できません。
- 新築時に省エネ性能ラベルを取得した住宅は、改修後の性能を表示する際には、省エネ性能ラベルを再発行してください。



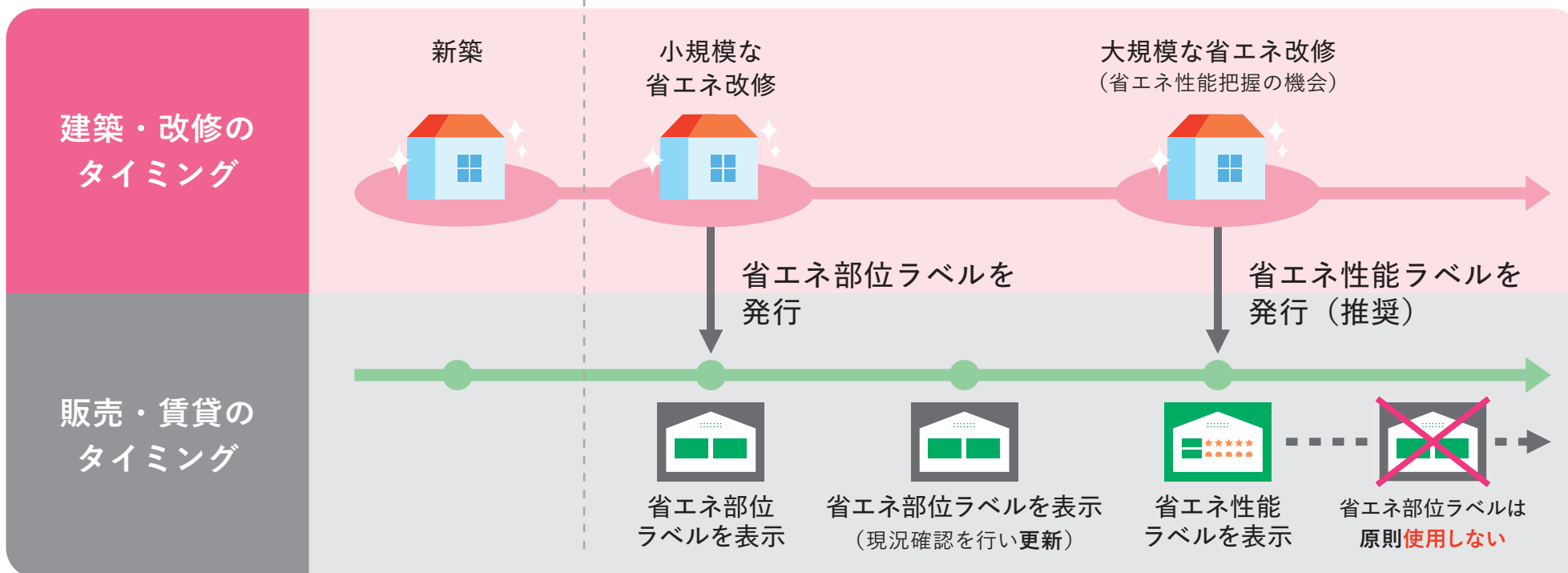
※新築時と同等以上の性能を有する場合、新築時の省エネ性能ラベルを再使用可。もしくは性能が向上していることを示したい場合は、新しいラベルの発行も可。

CASE 2

過去に省エネ部位ラベルを取得した既存住宅を改修し、再販売・再賃貸するケース

- 各部位の仕様に変更がないか再度現況確認を行い、省エネ部位ラベルを再発行してください。
- 大規模な省エネ改修を行って省エネ性能を把握した場合は、省エネ性能ラベルの表示に移行を推奨しています。
- 省エネ性能ラベルを表示した場合は、その後改修を行っても、引き続き省エネ性能ラベルの表示を推奨しています（省エネ部位ラベルは原則使用しません）。

2024年4月



※省エネ部位ラベルは、改修を行った場合は変更がなくても更新をお願いします。



各部位の確認方法

まずは、物件情報を整理します

物件情報等	物件名：	評価日：
		年 月 日
	物件の所在地：	地域の区分※：
		地域

※地域の区分は、「外壁」および「玄関ドア」の項目を表示する場合のみ使用します。付録編に掲載している地域の区分一覧表により確認してください。

以下のいずれかの方法で、省エネ性能の向上に関わる設備・建材を確認します



仕様がわかる図書等で確認 ▶▶▶ P34



現況を確認 ▶▶▶ P35

※いずれかで確認・把握できなかった場合はラベルに表示することはできません。

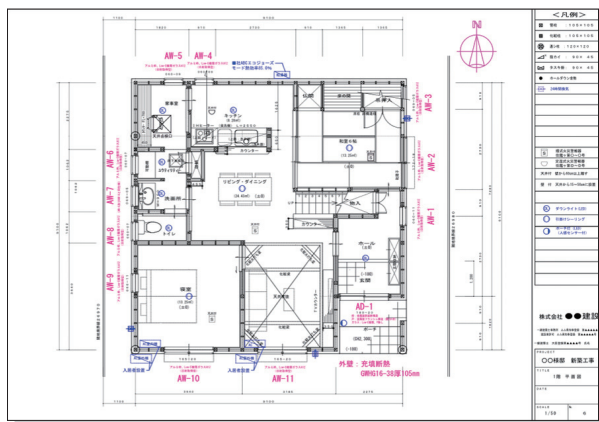
設計図面や設備の取扱説明書のほか、仕様が把握できる図書等で確認します。
各部位の設置・改修時期を把握している場合は、当該時期も表示します。



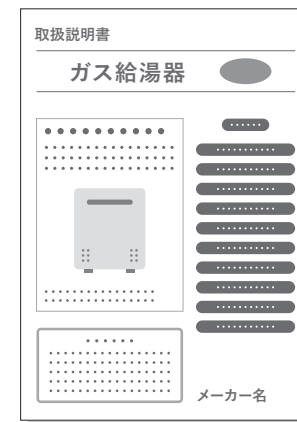
請負契約書



設計図



取扱説明書



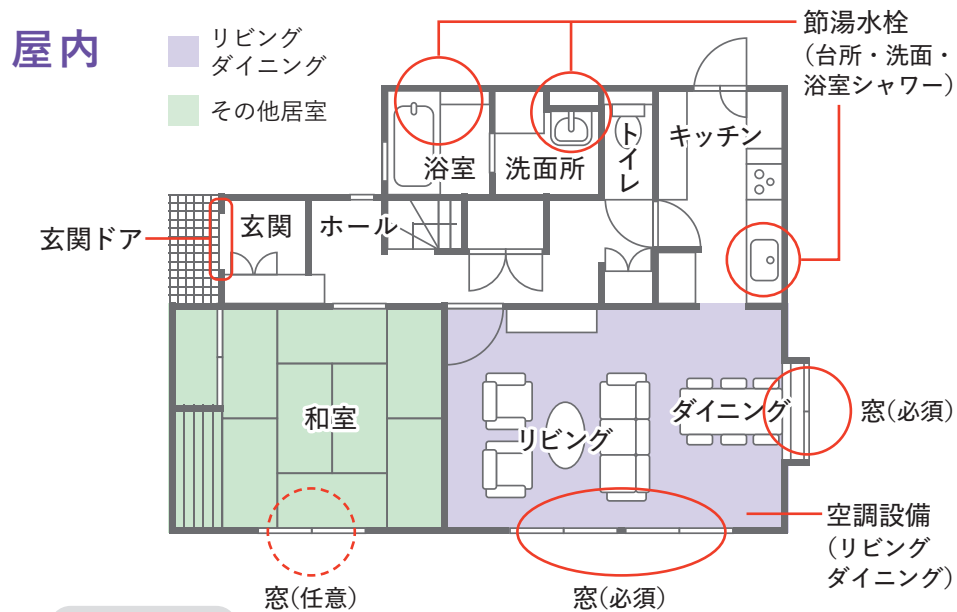
改修・設計時の図書（請負契約書、見積書、仕様書、設計図、納品書等）から、
各部位の仕様が把握することができます。

主に 窓 外壁 玄関ドア 節湯水栓 高断熱浴槽

各設備の取扱説明書から、メーカー名・
機種名を把握することができます。

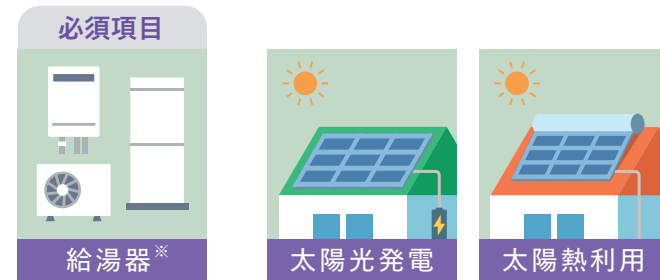
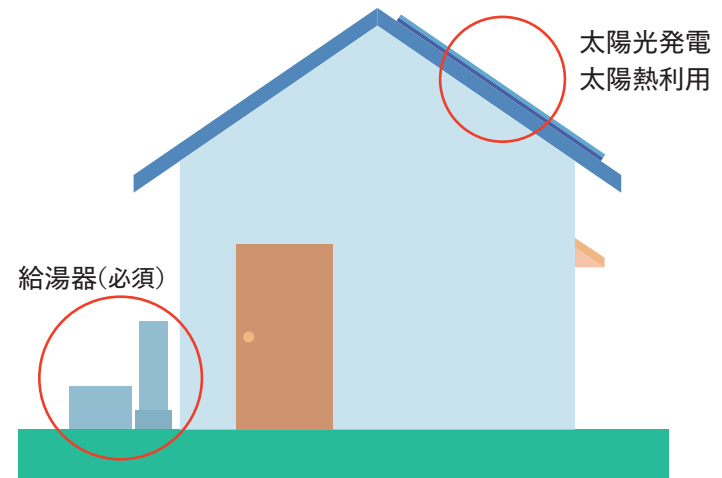
主に 給湯器 空調設備

実際に住宅に赴き、該当部位について現況確認を行います。
 現地で撮影した製品ラベル等の写真は表示の根拠となるので、保管しておきましょう。

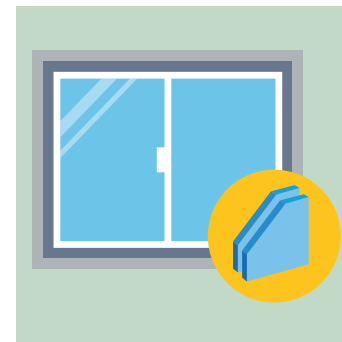


※リビングダイニング以外のその他居室の窓は任意

屋外／屋根の上



※マンションの場合はベランダか玄関横のパイプスペース



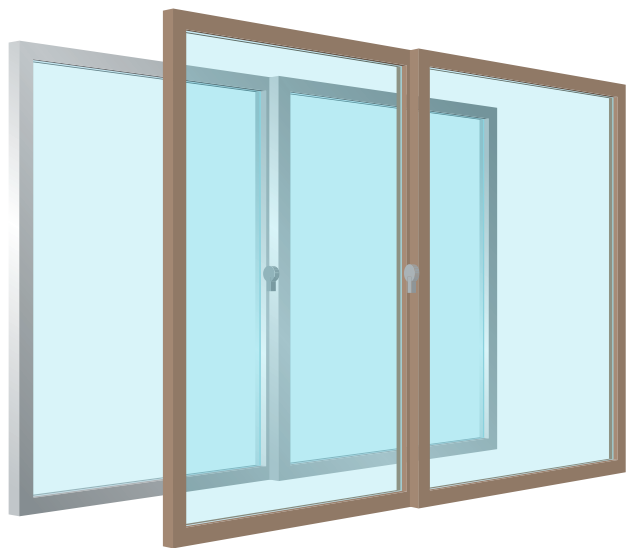
リビング・ダイニングに設置されている全ての窓[※]について、サッシとガラスの仕様が以下のいずれかに該当するか確認します。該当する場合、省エネ性能の向上に関わる建材としてラベルに表示できます。

※天窗や小窓は対象外

● 図書(図面等)または現況確認により、以下の項目を確認します

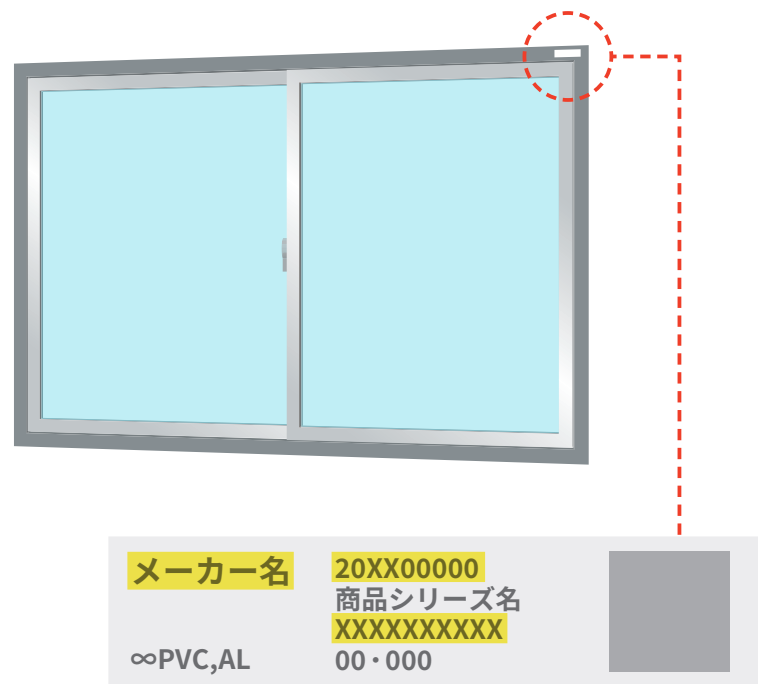
リビング・ダイニングの窓	メーカー名： 品番：	設置・改修時期： 年 月
	窓の仕様： <input type="checkbox"/> 内窓を設置している <input type="checkbox"/> 内窓を設置していない	サッシの仕様： <input type="checkbox"/> アルミ製サッシ <input type="checkbox"/> アルミ樹脂製サッシ <input type="checkbox"/> 樹脂製サッシ <input type="checkbox"/> 木製サッシ } いずれか一つを選択
その他の窓	<input type="checkbox"/> 上記(リビング・ダイニングの窓)と同じ仕様の窓の部屋が一室以上ある ※対象となる部屋は、寝室、洋室、和室などのその他居室です。 浴室、トイレ、洗面所、玄関、ホール、収納などの非居室は対象外	

内窓の確認（必須）



内窓が設置され、二重窓になっているかどうか確認してください。

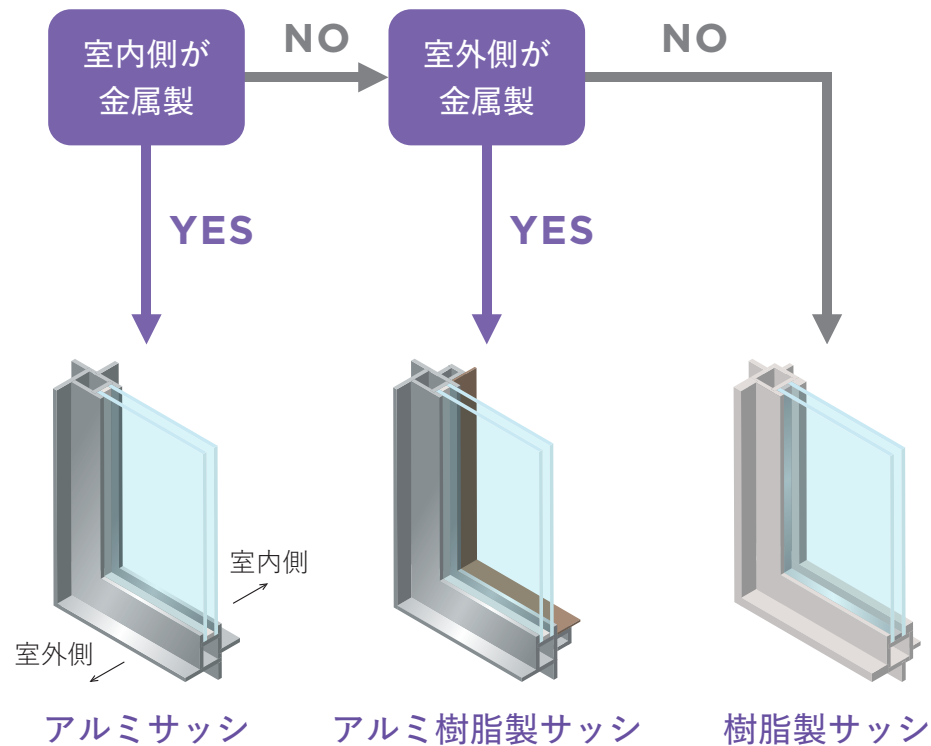
製品ラベルがある場合



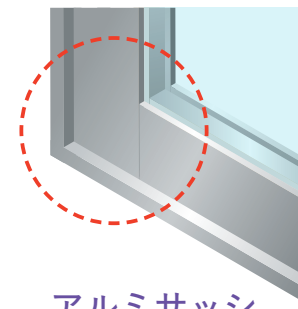
サッシの隅に製品ラベルが貼られている場合は、記載されている品番等をメーカーのHPで検索し仕様を確認してください。

製品ラベルがない場合

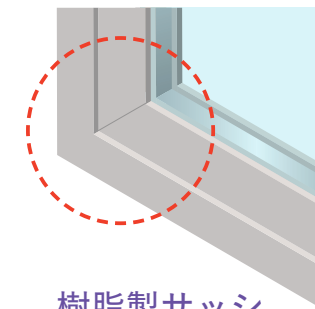
サッシの仕様を確認



サッシのコーナー部の特徴



アルミサッシ

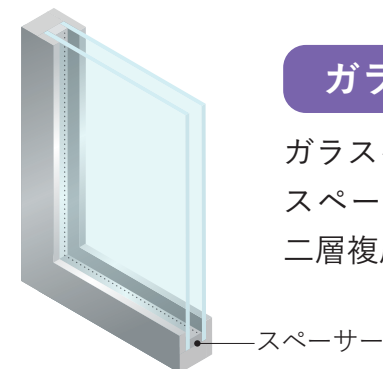


樹脂製サッシ

※上記の特徴が当てはまらない窓もあります。

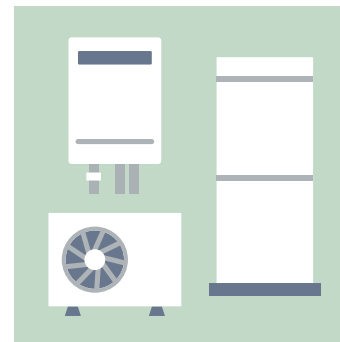
ガラスの仕様を確認

ガラスを横から覗いたときに
スペーサーを確認できれば、
二層複層以上のガラスです。



5-3 給湯器の確認方法①

給湯器の種類が以下のいずれかに該当するか確認します。
 該当する場合、省エネ性能の向上に関わる設備としてラベルに表示できます。



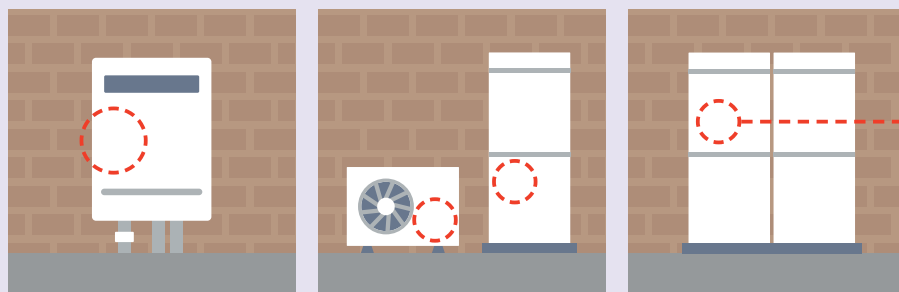
● 図書(取扱説明書等)または現況確認により、以下の項目を確認します

給湯器	メーカー名：	設置・改修時期：
	品番：	年 月
	<input type="checkbox"/> エコジョーズ <input type="checkbox"/> エコフィール <input type="checkbox"/> エネファーム <input type="checkbox"/> 電気ヒートポンプ給湯器 <input type="checkbox"/> ハイブリッド給湯器	どちらか 一つを 選択



製品ラベルがある場合

給湯器に製品ラベルが貼られている場合は、記載されている品番等をメーカーのHPで検索し、給湯器の種類を確認してください。



1

2

3

4

5

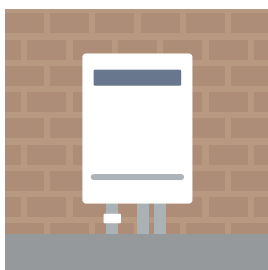
6

5 各部位の確認方法

外観から判断する場合

貯湯タンクがある

NO



エコジョーズ※1

- ・「潜熱回収型ガス給湯器」と表記されている場合もある。
- ・給湯器前面にマークがある。

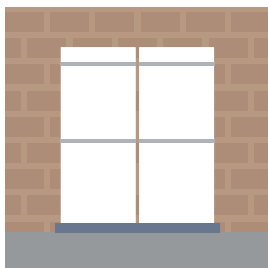
エコフィール※2

- ・「石油潜熱回収型給湯器」と表記されている場合もある。
- ・型番表示部に「○○○ -CEF ○○○」と記載されている。
- ・給湯器前面にマークがある。

YES

ヒートポンプユニットがある

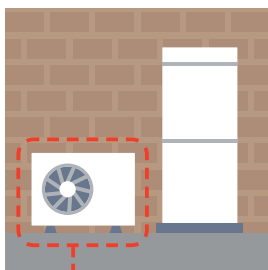
NO



エネファーム※3

- ・「家庭用燃料電池」と表記されている場合もある。
- ・給湯器前面にマークがある。

YES



※ヒートポンプユニット

電気ヒートポンプ給湯器

- ・「エコキュート」「おひさまエコキュート」「ネオキュート」と表記されている場合もある。
- ・タンク前面、ヒートポンプユニット側面等に機種名・品番の記載がある。

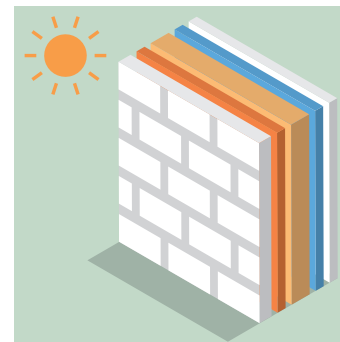
ハイブリッド給湯器

- ・「ECO ONE」「Hybrid」と表記されている場合もある。
- ・タンクの型番表示部に「SH- ○○○」と記載されている。

※1「エコジョーズ」は、東京ガス（株）の登録商標です。

※2「エコフィール」は、（一社）日本ガス石油機器工業会の登録商標です。

※3「エネファーム」は、東京ガス（株）、大阪ガス（株）、ENEOS（株）の登録商標です。



リビング・ダイニングの外壁（外気と接する壁）の仕様が、省エネ基準（仕様基準）に適合するか確認します。適合する場合、省エネ性能の向上に関わる建材としてラベルに表示できます。

● 現況確認ではなく、図書（図面等）で以下の項目を確認します

外壁	断熱工法： <input type="checkbox"/> 充填断熱工法（軸組構法（在来工法）） <input type="checkbox"/> 充填断熱工法（枠組壁工法） <input type="checkbox"/> 外張または内張断熱工法（軸組構法・枠組壁工法共通）		設置・改修時期： 年 月
	① 設計R値（熱抵抗値）： ※設計図書に記載してある数値 $m^2 \cdot K/W$	② 基準R値（熱抵抗値）： ※断熱工法に応じて、下の表から転記 $m^2 \cdot K/W$	① \geq ②となっているか <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適

外壁の省エネ基準

基準R値 熱抵抗値 ($m^2 \cdot K/W$)	断熱工法	1・2地域	3～7地域	8地域
	充填断熱工法（軸組構法（在来工法））	3.3	2.2	-
	充填断熱工法（枠組壁工法）	3.6	2.3	-
	外張または内張断熱工法（軸組構法・枠組壁工法共通）	2.9	1.7	-

玄関ドアの仕様が、省エネ基準（仕様基準）に適合するか確認します。
適合する場合、省エネ性能の向上に関わる建材としてラベルに表示できます。

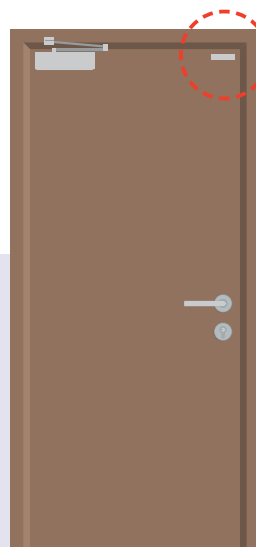


● 図書（図面等）または現況確認により、以下の項目を確認します

玄関ドア	メーカー名： 品番：	設置・改修時期： 年 月	
	① 設計U値（熱貫流率）： ※設計図書に記載してある数値 W/m ² ・K	② 基準U値（熱貫流率）： ※地域区分に応じて、下の表から転記 W/m ² ・K	① ≤ ② となっているか <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適

玄関ドアの省エネ基準

基準U値 熱貫流率 (W/m ² ・K)	1～3地域	4地域	5～7地域	8地域
	2.3	3.5	4.7	-



室内側

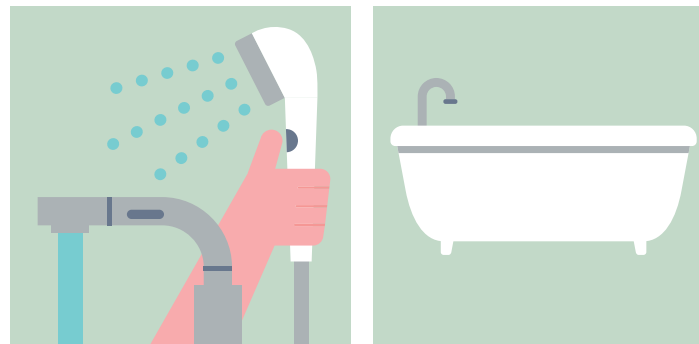
商品呼称記号・呼称	製造年月日
メーカー名 商品シリーズ名 XXXX XXXX XX-	20XX00000 00・000

製品ラベルがある場合

玄関ドアの隅に製品ラベルが貼られている場合は、記載されている品番等をメーカーのHPで検索し、玄関ドアのU値（熱貫流率）を確認する方法があります。

※地域区分等に関する解説は付録編をご覧ください。

- 節湯水栓は、台所水栓・洗面水栓・浴室シャワー水栓のいずれか一つ以上が、「手元止水機能」「小流量吐水機能」「水優先吐水機能」のいずれかの機能がある場合（ただし、流量調節部および温度調節部が使用者の操作範囲内にある場合に限る）に省エネ性能の向上に関わる設備としてラベルに表示できます。
- 高断熱浴槽は、浴槽の仕様が以下に該当する場合、省エネ性能の向上に関わる設備としてラベルに表示できます。



● 図書(図面等)または現況確認により、以下の項目を確認します

節湯水栓	メーカー名： 品番：	設置・改修時期： 年 月
	節湯水栓の機能： 台所水栓 (<input type="checkbox"/> 手元止水機能 <input type="checkbox"/> 水優先吐水機能) 洗面水栓 (<input type="checkbox"/> 水優先吐水機能) 浴室シャワー水栓 (<input type="checkbox"/> 手元止水機能 <input type="checkbox"/> 小流量吐水機能)	節湯水栓に該当するか <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 ※左記のチェック項目に一つでもチェックが入っていれば該当します。
高断熱浴槽	メーカー名： 品番：	設置・改修時期： 年 月
	<input type="checkbox"/> 浴槽の仕様が、JISにおいて定められた高断熱浴槽の性能を満たす	高断熱浴槽に該当するか <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適

図面や取扱説明書による確認

節湯水栓の表記

いずれかの表記があれば、
節湯水栓に該当します。



手元止水機能



小流量吐水機能

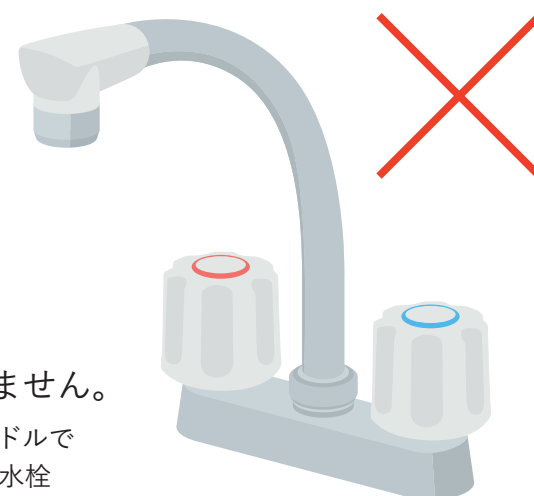


水優先吐水機能

目視による確認



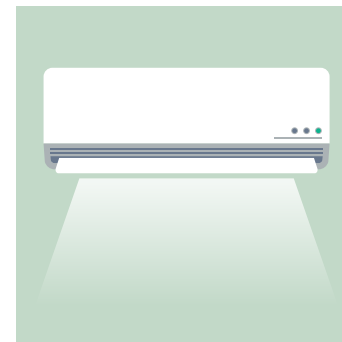
ボタンやセンサー等のスイッチにより吐水・止水操作ができる場合は「手元止水機能」に該当します。



2バルブ水栓[※]は、
節湯水栓ではありません。

※お湯と水の2つのハンドルで
温度と流量を調節する水栓

リビング・ダイニングに設置された空調設備（エアコン）の仕様が、省エネ基準（仕様基準）に適合するか確認します。適合する場合、省エネ性能の向上に関わる設備としてラベルに表示できます。



● 図書（取扱説明書等）または現況確認により、以下の項目を確認します

空調設備	メーカー名：	設置・改修時期：
	品番：	年 月
	定格冷房エネルギー消費効率 区分：	どちらも（い）または（ろ）を満たす
	定格暖房エネルギー消費効率 区分：	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適

製品ラベルで型番を確認

エアコンに製品ラベルが貼られている場合は、記載されている品番等を確認します。

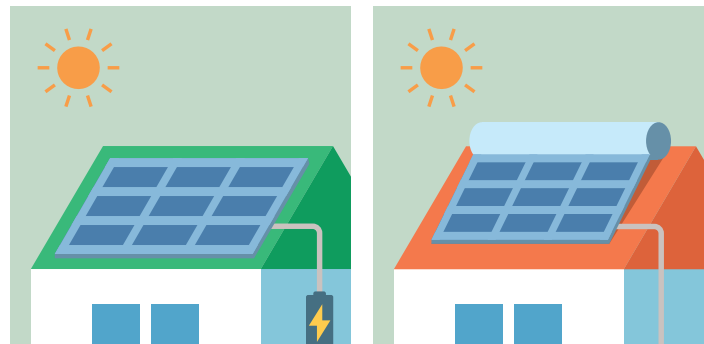


品番	冷房定格能力 (W)	冷房定格消費電力 (W)	定格冷房能力の区分	定格冷房エネルギー消費効率の区分
△△△	2500	445	2.2kWを超え2.5kW以下	い
△△△	6300	1780	5.0kWを超え5.6kW以下	い
△△△	2800	580	2.5kWを超え2.8kW以下	い

HP で性能区分を確認

確認した品番等をメーカー HP で検索し、冷房と暖房の定格エネルギー消費効率の区分を確認します。区分は（い）（ろ）（は）で分かれており、（い）または（ろ）であれば省エネ基準以上の設備となります。

当該住宅の屋根や敷地内に設置された再エネ設備（太陽光発電設備・太陽熱利用設備）の有無、および以下に該当するか確認します。該当する場合、省エネ性能の向上に関わる設備としてラベルに表示できます。

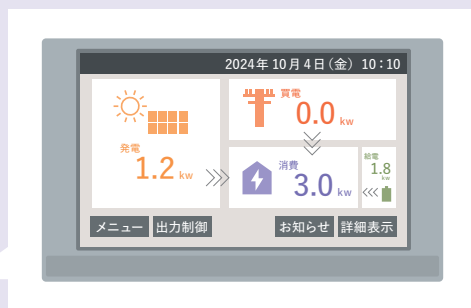
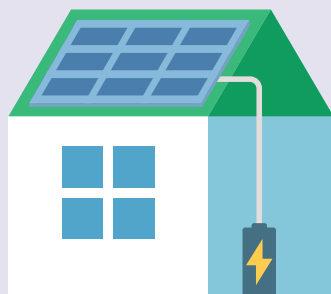


● 現況確認により、以下の項目を確認します

太陽光発電	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備が設置されており、当該設備により供給される電気が住宅で使用できる	設置・改修時期： 年 月
太陽熱利用	<input type="checkbox"/> 太陽熱利用設備が設置されている	設置・改修時期： 年 月

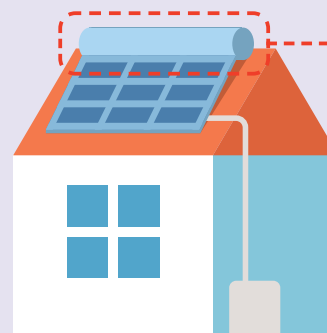
目視による確認

太陽光発電設備



発電した電気を住宅で使用している場合は、発電量を確認できるモニターが設置されていることがあります。

太陽熱利用設備



太陽熱利用設備は、屋根の貯湯タンクが特徴的です。

※屋根に貯湯タンクがない場合もあります。



Q & A

Q1

既存住宅は 努力義務の対象になりますか。

法律上、省エネ性能表示に努める対象の建築物は、新築に限定せず既存も含まれています。既存住宅は、建築時に省エネ性能が評価されていない等の理由により、告示にある事項等の全てを表示できない場合が想定されることから、必ずしも省エネ性能ラベルの表示を求めないこととしています。

Q3

表示していないと 何か罰則があるのでしょうか。

既存住宅については、省エネ性能ラベルや省エネ部位ラベルの非表示に対して、国から勧告等を行うことはありません。ただし、事実と異なる表示や、ラベルを見る人が誤認するような表示を行っている場合は、勧告等を行う可能性があります。

Q2

既存住宅は性能ラベルと部位ラベルの どちらを表示すればよいですか。

既存住宅は、建築時に省エネ性能を評価している場合等、省エネ性能ラベルの表示が可能なものについては省エネ性能ラベルの表示を推奨していません。省エネ性能ラベルの表示が困難なものについては、省エネ性能の向上に関する部位がある場合は、省エネ部位ラベルを表示してください。

Q4

図書等に記載された仕様と現況が 異なる場合はどうすればよいですか。

新築時から一定の年数が経過し、その間に設備交換等を行った可能性がありますので、現況で確認した仕様を表示してください。

建築物省エネ法に基づく
省エネ性能表示制度
事業者向け概要資料

省エネ部位ラベル解説版

第1版（2024年11月）

本制度に関することは

建築物省エネ表示



国土交通省
住宅局参事官（建築企画担当）付
03-5253-8111

[https://www.mlit.go.jp/
shoene-label/](https://www.mlit.go.jp/shoene-label/)



※本資料は、不動産情報サイト事業者連絡協議会（RSC）が、国土交通省の補助事業の採択を受けて作成したものです
（編集協力：国土交通省）